明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五四）　二
○建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二五五）　二
○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（二五六）　三
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）　四
○工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令の一部を改正する政令（二五八）　五
○工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令（二五九）　五

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務二九〇）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二〇四八）　五
○生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二〇四九）　七
○肥料の登録が失効した件（同二〇五〇）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇九三、一〇九四）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇九五～一〇九七）　九

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

特定保安林の指定の解除について（農林水産省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五四号）（国土交通省）

建築基準法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年九月二五日とすることとした。

◇建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二五五号）（国土交通省）

一　建築基準法施行令の一部改正関係

1　宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化

宅配ボックスを設ける部分について、その床面積を一定の範囲内で建築基準法（以下「法」という。）第五二条第一項に規定する延べ面積に算入しないこととした。（第二条第一項第四号へ及び第三項第六号関係）

2　小規模な特殊建築物に係る防火区画の規制の合理化

小規模な特殊建築物については、一定の用途に供する建築物の部分とその他の部分との区画を要しないこととした。（第一一二条第一二項関係）

3　日影規制の適用除外に係る手続の合理化

㈠　日影規制の適用除外に係る許可（以下「特例許可」という。）を受けた建築物について、再度特例許可を受けることを不要とする増築、改築又は移転の位置は、特例許可を受けた際における敷地の区域とすることとした。（第一三五条の一二第一項関係）

㈡　特例許可を受けた建築物について、再度特例許可を受けることを不要とする増築、改築又は移転の規模は、法第五六条の二第一項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とすることとした。（第一三五条の一二第二項関係）

4　仮設建築物に対する制限の緩和

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、一部の規定を適用除外とすることとした。（第一四七条第一項関係）

5　限定特定行政庁の事務の追加

法第六条第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を担う建築主事を置いている市町村の長が行う事務として、当該建築物の接道規制の適用除外に係る認定を追加することとした。（第一四八条第二項第一号関係）

二　宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前における広告の規制等に係る法令に基づく許可等の処分として、法第四三条第二項第一号の規定による認定を追加することとした。（宅地建物取引業法施行令第二条の五第二号及び不動産特定共同事業法施行令第七条第二号関係）

三　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年九月二五日）から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五六号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二六年法律第七一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（経済産業省）

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三三号）の施行期日は平成三一年七月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三〇年一一月二九日とすることとした。